

労働安全衛生法において、職場の受動喫煙防止対策について実情に応じた措置を講じることを事業者の努力義務とされ、さらに、望まない受動喫煙の防止を図ることを目的として平成30年に健康増進法が改正され、令和2年4月から原則屋内禁煙が義務化された。

【国による支援措置の概要】

受動喫煙防止対策助成金

- ・ 助成対象：既存特定飲食提供施設
※令和2年4月1日時点で営業していた飲食店に限る
中小企業基本法における定義などから資本金5,000万円以下であること
客席面積100㎡以下であること
- ・ 助成設備：①喫煙専用室の設置・改修
②加熱式たばこ専用喫煙室の設置・改修
- ・ 助成率：経費の2 / 3（飲食店以外は1 / 2）
- ・ 上限：100万円

受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・ 喫煙専用室等の設置など各受動喫煙防止対策を推進するための各種相談について、専門家による無料電話相談を実施
- ・ 依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施
- ・ 各種行事において、受動喫煙防止対策に関する説明会を実施
- ・ 受動喫煙防止対策助成金による助成を受けるために必要な要件、申請書類の記載方法等の相談対応